

**R7 防ため大谷ダム技術検討委員会運営委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

- 1) 業務名 R7 防ため大谷ダム技術検討委員会運営委託業務
(以下「当該業務」という。)
- 2) 業務内容 特記仕様書(案)による。
- 3) 契約期間 契約の日から 100 日間
- 4) 業務費用 ￥10,000,000 円未満(消費税及び地方消費税を含む)

2. 公募に参加する者の要件

提案者の要件について

本委託の対象施設である大谷ダムは県営事業にて昭和 15 年に完成し 84 年が経過しており、老朽化対策とともに、現行の耐震基準に照らし合わせた施設の対策工事が急務となっている。

しかし、長年の堆砂や地理的条件等から施工条件が悪く、安全かつ効率的な施工が求められる。このため、大学研究者等の学識経験者等により構成される「大谷ダム技術検討委員会」を運営し、客観的かつ専門的な知見から、今後の実施設計に要する技術的助言を求めることにより、大谷ダムの安全かつ効率的な施工に資することを目的としている。

このため、公募に参加できる者は、次の要件全てに該当する者とする。

1) 企業としての要件

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号の規程に該当しない者であること。
- ②過去 10 年間(2015～2024 年度)に「農業用ダム」の技術検討委員会の運営業務を受注した実績がある者または、大分県建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格を有しかつ本店・支店等が九州内にある者で過去 10 年間に農業用ダム本体の設計(新設、改良問わず)、機能診断、耐震性照査(評価)いずれかの業務の受注実績がある者。
- ③大分県知事から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- ⑤暴力団もしくは暴力団の統制の下にあるものでないこと。

2) 配置予定技術者(管理技術者)の要件(※配置予定技術者とは、当該業務の実

務に携わる者である。)

当該業務の配置予定技術者として、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門 農業一般及び農業土木とするものに限る）
（農業部門 農業土木、農業農村工学とするものに限る）
- ・ R C C M（農業土木部門）
- ・ 認定技術管理者（農業土木部門）

3. プロポーザルに関する参加申込み手続

1) 参加表明書の提出について

参加希望者は、参加表明書（別紙様式1）及び参加資格を確認できる書類を次の期間中に担当部課あて提出のこと。

なお、提出方法は、持参・郵送（簡易書留）又は電子メールのいずれかによること。

ただし、電子メールの場合は電話による着信確認を行うこと。

- ① 提出期間：令和7年10月10日から令和7年10月23日まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

- ② 時間：午前9時から午後5時まで

- ③ 提出部数：各1部

2) 提出要請業者の選定と指名通知について

- ①参加表明書を提出した者のうち、上記2、における全ての要件を満たす者を選定し、技術提案書の提出要請業者（以下「提出要請業者」という。）として通知するとともに、併せて提案書の提出要請を行う。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を通知する。

なお、両通知とも、書面をもって速やかに通知する。

- ②非選定の通知を受けた者は、通知の日から5日以内に発注者に対して、非選定の理由を請求することができる。

3) 技術提案書の提出について

①提出資料

技術提案書の提出を行う者は、次の書類を作成し、持参又は郵送（簡易書留）より提出のこと。なお使用する言語は、日本語とする。

- ・（別紙様式1－2）技術提案書の提出について
- ・（別紙様式2） 技術提案書及び業務費用に関する事項
- ・（別紙様式3） 過去10年間の農業用ダムの技術検討委員会の運営業務の受注実績
- ・（別紙様式4） 技術者の経歴

②提出期間：令和7年10月31日から令和7年11月14日まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

③時間：午前9時から午後5時まで

④提出部数：各1部

4) 技術提案書の作成に関する注意事項について

（別紙様式2）について

①「提案書の注意事項」に指定する業務実施方針、評価テーマ（大谷ダム仮設計画における課題事項の整理および委員会運営に関する留意点）について提案の内容を記載すること。

②提出要請業者による業務経費（発注者が提示する業務費用以下とする。）を記載すること。

また、業務経費の内訳が分かる資料を添付すること。

なお、発注者が提示する業務費用を超えた金額を提示した場合は失格とする。

（業務経費：消費税及び地方消費税を含む）

5) 用紙の配布

参加申込に必要な様式は、公募の開始の日から、大分県農林水産部農地・農村整備課のホームページにおいて配布する。

6) 質問書の提出及び回答について

①提出要請業者が、参加表明書及び提案書作成、提出に関して質疑がある場合は、質疑提出期間内に質問書（別紙様式5）により、令和7年10月23日までに、担当部課まで提出しなければならない。（電子メールの場合は電話による着信確認を行うこと。）

②前項の質問書に対する回答は、質問者を匿名として全ての提出要請業者に対して行う。

なお、回答については、質問書を受理した次の日から5日以内に電子メールにて回答する。

7) その他

次の各号に1つでも該当する場合、提出された提案書を無効とすることがある。

- （1）提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合。
- （2）「提案書の注意事項」で示したものと適合しない場合。
- （3）審査及び特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- （4）参加表明書又は提案書に虚偽の内容が記載されている場合。
- （5）その他、本実施要領に違反した場合。

4. 提出された提案書について

- 1) 提出された提案書における県の取り扱いは次の各号による。
 - ①提出された提案書は返却しない。
 - ②提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ③提出された提案書は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
 - ④提出された提案書は、大分県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

5. プロポーザル審査

- 1) 公募による受託者の選定を厳正かつ公正に行うため、提案書の審査、契約を行う者（以下「契約候補者」という。）として特定を行う「R7 防ため大谷ダム技術検討委員会運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 2) 審査委員会は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができるものとする。
- 3) 提案書の審査にあたり委員長が必要と認める場合、委員長が定める方法によりヒアリングを行い、ヒアリング内容を加味した提案書の審査を行うことができる。
- 4) 審査委員会において、技術提案書等の内容について、評価要領により総合的な審査を行い、最高得点者の者1者を選定し、契約候補者として特定する。
ただし評定点の合計が 60 点未満の場合は特定しない。
- 5) 審査結果について
 - ①審査の結果については、提出要請業者に対し、契約候補者としての特定又は非特定の別を通知する。
 - ②非特定の通知を受けた提出要請業者は、通知の日から 5 日以内に発注者に対して、非特定の理由を請求することができる。
 - ③契約候補者が、第 2 の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合は、次点の者を契約候補者とする。

6. 契約等

大分県は、契約候補者と随意契約により当該業務の委託契約を締結する。

また、特定された者の技術提案書の内容については、契約を締結する日までに発注者とその採否を協議し、採用する内容は、当該業務の特記仕様書及び委託契約書に適切に反映する。

7. 実施上の留意点

- 1) 参加申込等に係る説明会は実施しない。
- 2) 特定された者の技術提案書等については、返却しない。
- 3) 特定されなかった者の技術提案書等は、求めがあれば返却する。
- 4) 技術提案書の提出者が1者のみの場合でも、本プロポーザルに関する提案を審査委員会において審査し、契約を行う者として適切と判断された場合に随意契約を行う。ただし評定点の合計が60点未満の場合は特定しない。
- 5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- 6) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、修補の請求、又は、修補とともに損害の賠償を請求することがある。
- 7) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者の変更は、原則として認めない。

8. 担当部課

大分県農林水産部 農地・農村整備課 防災班